

## 議第54号 呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

第7期介護保険事業計画期間（平成30年度から平成32年度までの間）における保険料率を設定するとともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」といいます。）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行います。

### 2 改正の内容

#### (1) 段階別保険料（保険料率）の改定

平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者（65歳以上の者）が負担する介護保険料については、保険料基準額を、平成27年度から平成29年度までと同額の66,000円（第7期介護保険事業計画において推計した介護給付等対象サービスの見込量や第1号被保険者数の見込数等を基に算定）とします。また、各段階の保険料（基準額×乗率）についても現行と同額とします。

【参考】第7期介護保険事業計画における推計

#### ア 保険給付費等の見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
保険給付費	207億円	214億円	227億円	648億円
地域支援事業費	13億円	14億円	15億円	42億円
計	220億円	228億円	242億円	690億円

#### イ 第1号被保険者数等の見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
第1号被保険者数	78,148人	77,688人	77,117人	232,953人
うち後期高齢者数	41,480人	42,293人	42,557人	126,330人

#### ウ 保険料基準額の算定

(保険料収納必要額) (調整交付金充当額) (介護給付費準備基金繰入額) (予定保険料収納率)  
(690億円×23%－12億円－6億9,300万円) ÷ 0.9915  
(補正第1号被保険者数) (保険料基準額)

÷ 71,193人 ÷ 3年 = 66,000円

※補正第1号被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階別加入割合で補正したもの

#### (2) 第1段階の保険料の軽減措置の継続

平成26年4月に行われた消費税及び地方消費税の税率の引上げを契機に、令において、低所得者に対する介護保険の第1号保険料の乗率を0.05の範囲内で引き下げることとされ、これに基づき呉市では平成27年度から平成29年度まで、第1号被保険者の保険料基準額66,000円に対する第1段階の乗率を0.44から0.05引き下げ、0.39とし、第1段階の被保険者に対する保険料を25,740円としています。

この軽減措置を平成30年度以降も継続することとし、第1段階の被保険者

に対する保険料を25,740円とします。

段階	平成30年度～平成32年度	
	乗率	保険料（保険料率）
第1段階	(0.44)	(29,040円)
	0.39	25,740円
第2段階	0.67	44,220円
第3段階	0.70	46,200円
第4段階	0.75	49,500円
第5段階	1.00	66,000円
第6段階	1.10	72,600円
第7段階	1.25	82,500円
第8段階	1.50	99,000円
第9段階	1.60	105,600円
第10段階	1.70	112,200円
第11段階	1.85	122,100円
第12段階	2.00	132,000円
第13段階	2.15	141,900円

(3) 保険料の段階の判定に用いる所得指標（合計所得金額）の見直しに伴う改正

令の一部改正（平成28年政令第307号による改正）により、介護保険料の段階の判定に関する基準が見直され、保険料段階の判定に、合計所得金額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされました。

なお、本条例には改正箇所はありませんが、保険料段階の判定について、第1段階から第5段階までに関しては、公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額を用いることとされていましたが、当該一部改正により、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとされました。

段階	現 行	改正後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している人</li> <li>市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人</li> <li>市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している人</li> <li>市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人</li> <li>市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額（長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額）から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の人</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額（第1段階と同じ）から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円超120万円以下の人</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額（第1段階と同じ）から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円超の人</li> </ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税世帯課税で本人が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税世帯課税で本人が市民税非課税</li> </ul>

	市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人）	（課税年金収入金額と合計所得金額（第1段階と同じ）から公的年金等に係る雑所得を控除した額）の合計が80万円以下の人）
第5段階	・市民税世帯課税で本人が市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超の人）	・市民税世帯課税で本人が市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額（第1段階と同じ）から公的年金等に係る雑所得を控除した額）の合計が80万円超の人）
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が125万円未満の人
第7段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が125万円以上200万円未満の人
第8段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が200万円以上300万円未満の人
第9段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が300万円以上400万円未満の人
第10段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が400万円以上500万円未満の人
第11段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が500万円以上600万円未満の人
第12段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が600万円以上700万円未満の人
第13段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上の人	・本人が市民税課税で合計所得金額（第1段階と同じ）が700万円以上の人

#### (4) 質問検査権に係る過料規定の改正

質問検査権に係る過料規定の適用対象者については、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者とされていましたが、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護サービスの利用が増加したことにより、第2号被保険者の配偶者や世帯主等の所得等を把握する必要性が増していることから、これらの者を当該規定の適用対象者に加えます。

#### 【質問検査権に係る過料規定】

市が被保険者の資格等について必要があると認めるときに被保険者等に対し文書の提出等を命じ、又は職員が質問したにもかかわらず、正当な理由なしに命令に従わず、又は職員の質問に対して答えなかったときなどに過料を科す規定

### 3 施行期日

平成30年4月1日

